

静岡社会健康医学大学院大学寄附講座規程

令和5年2月2日 規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）における寄附講座の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「寄附講座」とは、研究科の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費について、民間等からの寄附により賄うものをいう。

(設置及び運営の原則)

第3条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものとする。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称について、寄附者から申出があったときには、当該者が明らかになるような字句をそれに付することができる。

(設置の申込み)

第5条 寄附講座の設置に係る経費の寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書（別記様式第1）を学長に提出するものとする。

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められるものについて、当該寄附講座の設置及び更新を決定するものとする。

2 前項の設置及び更新を決定するに当たっては、あらかじめ教授会及び教育研究審議会の議決を経るものとする。

(設置の公表)

第7条 学長は、当該寄附講座の設置を決定したときは、寄附講座の概要（別記様式第2）を原則として学内に公表するものとする。

(存続期間)

第8条 寄附講座の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。

2 寄附講座の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座の運営)

第9条 寄附講座には講座の円滑な運営のため、講座協力者を置く。

2 講座協力者は、本学の専任教員とし、学長が任命する。

(寄附講座の構成)

第10条 寄附講座には、教授又は准教授に相当する者1人及びその他の教員を置くことを原則とする。

- 2 寄附講座を担当する教員（以下「寄附講座教員」という。）は、特定教員とする。
- 3 寄附講座教員の選考は、本学の特定教員の選考方法に準じて行うものとする。

（寄附講座教員の職務）

第 11 条 寄附講座教員は当該寄附講座における研究に従事するほか、当該寄附講座における業務の遂行に支障のない範囲内で、その他の教育又は研究指導を支援することができる。

（寄附金の受入れ）

第 12 条 寄附講座に係る経費の寄附（以下「講座寄附金」という。）は、当該寄附講座の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

- 2 前項の寄附は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学寄附金等取扱規程に定める寄附金として受け入れるものとする。

（特許等の取扱い）

第 13 条 寄附講座教員の発明に係る特許権等の取扱いについては、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の職務発明等に関する規程の定めるところによる。

（終了の報告）

第 14 条 寄附講座教員は、寄附講座の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

（委任）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の設置、更新及び運営に関し必要な事項は、学長の定めるところによる。

（改廃）

第 16 条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

別記様式第1

寄附申込書

令和 年 月 日

静岡社会健康医学大学院大学学長 様

寄附申込者 住所
氏名

下記のとおり、寄附講座の設置及び運営に係る経費の寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附講座名
- 2 設置目的
- 3 設置期間
年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヶ月）
- 4 寄附金額
総額 円
- 5 寄附の方法 一括寄附又は分割寄附かの区別、分割寄附の場合はその時期、金額を明示すること。
- 6 附帯条件の有無

別記様式第2

寄附講座の概要

- 1 部局名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 講座協力者（専任教員名及び職名）
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）